

## 公園の思想

「日本では『公園の思想』が理解されているとはいえません」と神野直彦先生が近著で指摘されています（注）。「公園の思想」とは、ドイツの文学者ゲーテが提唱したとされる、封建領主や貴族が独占していた美しい庭園を、全ての社会の構成員に開放して公園を作ろうという思想です。

いや、本市にある国の特別名勝「栗林公園」にしても生駒家、松平家の下屋敷だったものが明治時代に公園として一般開放されたもので、多くの市民に親しまれているのではないかと、などとの反論があるかもしれません。それはその通り。でも、ここで先生が言わんとしているのは、「公園の思想」に代表される「公（おおやけ）」というものが何かという正しい意識が我が国に十分に根付いていない、ということのようです。「公」とは本来、社会の構成員の全てが排除されない「私達のもの」と意識されるべきなのに、「公」イコール「官」という間違っただレツテルが貼られ、「官から民へ」という、言葉で「公」の領域が、個人の「私」的権利によって侵食されるような事態がまかり通っていることを憂えているのです。本来の「公」の領域は「民」がみんなで支配すべきものであり、それが民主主義の基本である、ということを訴えているのです。

この「公園の思想」を敷衍<sup>ふえん</sup>して考えていくと、本市のまちづくりに関して、より公共性を重視した突っ込んだ議論と対策が必要な分野があると思います。それは、交通や景観の分野です。

「公共交通」では、ヨーロッパで見られる福祉施策的な位置づけをより重視していくことが必要だと考えています。そのため、「公共交通利用促進条例（仮称）」の制定を目指しています。「公共空間（景観）」については、先に「景観条例」を改正し、規制に強制力を持たせました。さらに、対象区域の見直しや、色彩基準などを導入して規制を強化する「屋外広告物条例」の大幅な改正を検討中です。

交通行政、景観行政などにおける「公共性」をどこまで求めていくべきなのか。いずれも、あなた（官）任せにせず、市民みんなで議論し、決めていく必要があります。

（注）「税金 常識のウソ」神野直彦（文春新書）より